

令和7年度 第2回江津市農業委員会総会

日時：令和7年5月21日(水) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 第3 報告 第2号 農用地利用集積等促進計画について
- 第4 承認 第1号 農地の地形変更届出について
- 第5 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第6 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議案 第3号 非農地証明について
- 第8 その他

○出席農業委員（11名）

- 1番 佐々木英夫 2番 田代和秋 3番 二本木俊二 4番 原田和徳
- 5番 山本秀彦 6番 田中克行 7番 大村理之 8番 和田幸子
- 9番 深野政勝 10番 山田博 11番 藤井孝子

○出席推進委員（8名）

壺岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温
野田英夫、湯浅憲昭

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和7年度、第2回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長のあいさつの後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 皆さん、おはようございます。先日、16日に、島根県農業会議による農業委員会会長及び事務局長研修会がWEB会議で開催されました。大賀事務局長と二人で会議に参加しました。内容は「令和7年の農業委員会業務について」という研修でした。注目すべき点は、まず初めに農業委員会の業務について、次に女性委員の登用促進について、続いて農業者年金の業務について、約2時

間に亘っての研修でした。特に農業委員会の業務につきましては、農業委員会
が取り組む農地利用最適化について、また担い手の農地利用促進と集約化、そし
て遊休農地の発生防止と解消及び新規参入の促進の 3 つに関連して農地利用
最適化の農業委員会法第 6 条第 2 項が必須項目として法定化されたというこ
とでした。また、地域計画策定実績につきましては、島根県内で 17 の市町に
おいて策定された計画数は 339 地域という報告がありました。地域計画につ
いては、次世代に農地を引き継いでいくために、毎年 PDCA サイクルを決め
て計画を振り返る話し合いを継続して行い、5 年後、10 年後に向けた見直し
をしていくことが必要です。江津市では、昨年 7 月に、全国に先駆けていち早
く策定をしておりますが、先月の各エリア別に行われたビジョン会議の内容を
とりまとめて、8 月には見直案を公表するとしておりますので、各委員の一層の
ご協力・ご支援をよろしく申し上げます。

会 長 それでは、ただいまより、令和 7 年度、第 2 回江津市農業委員会総会を開
会いたします。本日は、井上推進委員、階本推進委員、崎谷推進委員が欠席と
なっております。出席委員は、過半数以上でありますので、本総会は成立して
おります。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発
言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いをいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異
議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解をいただきましたので、7 番 大村委員、8 番 和田委員を会議録署名
委員に指名いたします。よろしく願いいたします。

農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について

《 桜江町谷住郷 》

会 長 日程第 2、報告第 1 号 「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出につ
いて」を議題といたします。本日追加でお配りしておりますのでお願いしま
す。事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、報告第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出につ
いて」です。1 番です。農地の所在は、桜江町谷住郷●●●●番●、地目は田、

面積は 1,481 m²、桜江町谷住郷●●●●番●、地目は田、763 m²です。賃貸人賃借人氏名の箇所に一部追加がありますので、ご了承ください。賃貸人は、●●●●代表相続人●●●●●さん、●●●市●●●区●●●丁目●番●●の●●●号です。賃借人は、●●●●代表相続人●●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地です。解約届出日、解約成立日、土地引渡時期はいずれも令和7年4月4日です。解約理由は、耕作者死亡のためです。以上です。

会 長 ただいま事務局より報告がございました。ご質問ございませんでしょうか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。公告のとおり、「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の 1 について」はご了承ください。

農用地利用集積等促進計画について

会 長 日程第3、報告第2号「農用地利用集積等促進計画について（権利の移転）」を議題といたします。別冊にしていますのでご覧ください。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、報告第2号です。「農用地利用集積等促進計画について（権利の移転）」令和7年4月21日に公告された4月22日認可分です。耕作者から権利を受け継ぐということで同一の賃借人で数件に分割して記載してありますが、地権者が異なるためです。それでは、1番です。農地の所在は、波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は625m²です。権利を移転する者は●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●です。権利の移転を受ける者は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。貸借期間は令和5年6月1日から令和15年12月31日までの10年6ヶ月です。権利を移転する者が以前に契約していた土地をそのまま継承するというで遡っての契約期間になっています。2番です。波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は1,742m²です。権利を移転する者は●●●●さん、権利を受ける者は●●●●さん、住所等や貸借期間はさきほどと同様です。3番です。波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は2,112m²、波積町本郷●●●番、地目は田、2,256m²です。権利を移転する者、権利を受ける者

は先ほどと同様です。貸借期間は令和5年7月1日から令和15年12月31日です。10年5か月です。4番です。波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は1,095㎡です。権利を移転する者、権利を受ける者は先ほどと同様です。貸借期間は令和6年3月1日から令和16年3月31日で10年です。5番です。波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は702㎡です。権利を移転する者、受けるものは先ほどと同様です。貸借期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日の9年11か月です。5番のみ有償で、1反あたり●●●●円となっています。その他は使用貸借です。次のページから図面がついていますので、ご一読いただきたいと思います。

会 長 ただいま事務局より報告がございました。ご質問ございませんでしょうか。

6番委員 図面に名前がありますが、申請している方の名前ではない、別の方の名前になっています。

事務局 図面は地権者の名前になっています。この方から中間管理事業で、振興公社が借受けた後、担い手として●●●●さんに耕作権が移っております。今回はその耕作権を●●さんへ移転するという報告となっています。

会 長 よろしいですか。ほかにございませんか。

会 長 質問等が無いようであります。報告のとおり、「農用地利用集積等促進計画について（権利の移転）」はご了承ください。

農地の地形変更届について

《 跡市町 》

会 長 次に、日程第4、承認第1号「農地の地形変更届1について」を議題いたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、承認第1号、「農地の地形変更届について」です。1番です。農地の所在は、跡市町●●●番●、地目は田、面積は454㎡です。所有者、地形変更届出者は同一で、●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。地形変更の理由は、排水不良のため、公共残土を活用して嵩上げを行うということです。工事期間は令和7年6月1日から令和7年9月11日となって

います。状況としましては、県道改良に伴うもので、道路沿いの農地となるため、窪地となっている農地との段差を埋めた後に乾田化を図るというものです。以上です。

会 長 それでは和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番委員 位置図1ページをご覧ください。申請地は県道皆井田江津線を都野津から跡市方面に進み、県道跡市波子停車場線との交差点を●●方面に●●●m程度進むと●●●があります。この●●●に現在工事中の道路が接続するのですが、工事中道路を●●m進んだ●●が今回の申請地です。14日に野田推進委員さんと現地の確認を行いました。現在の田は排水が良い状態ではないため、公共事業で発生した残土を活用して嵩上げし、乾田化して転作田として耕作したいとのことでした。周りへの影響も問題ないと思われまますのでご審議をお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

農地法 第3条

《 桜江町川戸 》

会 長 次に、日程第5、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請です。

事務局 1番です。農地の所在は、桜江町川戸●●●番●、地目は畑、面積は304㎡です。譲渡人は、●●●●さん、●●県●●市●●●丁目●●番●●一●号です。譲受人は、●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。対価は10aあたり●●千円になっています。状況としましては、譲渡人が本市から●●県に転居して、それに伴って土地・家屋の売買を行うということでした。譲受人が有償で、宅地・家屋に付随した農地を一括して取得するということになり、農地は家庭菜園として使うとのことでした。以上です。

会 長 それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番委員 位置図の2ページです。空き家に付随してくる農地のことですが、空き家に関しては、川戸の駅前通りで、駅から●●方面に約●●●m進むと●●に該当の家屋があります。川戸地区は駅前側が住宅地で、線路を境に駅裏側に農地があります。今回、●●さんが取得して耕作するという農地は、現在、作付けられている箇所と不作付けの箇所が混在している区域にあります。耕作条件は良い場所なので、家庭菜園を継続して行うことは可能だと思われます。ご審議願います。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1」については、可決されました。

農地法 第5条

《 二宮町神主 》

会 長 次に日程第6、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請です。

1番です。農地の所在は、二宮町神主●●●●番●、地目は田、面積は394㎡です。今回の事案は、売買による所有権移転ではなく、無償での使用貸借契約です。貸付人は●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地です。借受人は、●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地、●●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地です。転用目的は、個人住宅の建築及び進入路の設置です。工事の期間は許可日から令和8年4月30日、貸借期間は許可日から永久です。状況としては、貸付人と借受人は親子関係で無償での土地の貸借です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

推進委員と二人で現地確認を行いました。今回の申請地の場所は、地図で確認できるように国道9号線の●●●●●●の●●から●●●●●●の●●●をくぐってすぐの●●に位置します。近くには●●●●●●があり、向かい側には●●●●●●がある場所です。周辺は住宅地となっています。当日は、現地近くにお住いの所有者の●●●●●●さんの甥にあたる、●●さんにお話をきくことができました。●●さんは申請書に記載してあるように●●在住で80才を過ぎた高齢で、病気になったため治療中ということでした。確認した際は、4ページにある赤い三角の印の隣にある建物、5ページにある倉庫のような建物は既に解体をしたということで確認できませんでした。また、天満宮の上り口通路の右側にある建物も一緒に解体をしたということで、跡地は更地になっていました。●●●にご縁があるということで、今回の申請場所と宅地跡地をあわせて地目変更登記し、●●●に駐車場として寄贈されるということです。ご覧のように周辺には他に農地もなく、市道と排水路に囲まれており、土砂流出などはないものと思います。建物の跡地には基礎コンクリートが残ってありました。また、隣接の倉庫跡地は宅地でした。周辺には農地は見受けられず地理的にも耕作には適さないと考えられます。以上のことから、非農地証明の申請を承認することに問題はないと考えますので、ご審議をお願いします。

会 長 続いて、野村推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。

野村推進委員 細い道路が倉庫の前に通っていますが、約10坪の非農地申請の農地がありました。現状としましては、すでに倉庫は撤去され、隣接の道路はアスファルトで舗装されていました。農地の状況としましては、雑草が生えていたが、雑木があるというような状況ではありませんでした。先ほど佐々木委員から話がありましたが、申請人の甥にあたる●●さんが近くに居住しておられましたのでお話を伺いました。申請の農地と●●のすぐ右に以前は古い住宅がありましたが、そちらも解体されておりまして、●●●に寄付をする予定とお聞きしました。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明の1について」は、可決されました。

その他

会 長 次に、日程第7、その他の総会に諮るべき事案について、事務局からなにかございますか。

事務局 特段ございません。

会 長 その他について、皆さんからなにかございますか。よろしいでしょうか。

〔 「なし」 〕

会 長 以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和7年度、第2回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、6月20日金曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。お間違いのないように、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前10時40分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員